「リモートSDVシステム」利用に関する覚書

受託者　国立大学法人北海道大学　北海道大学病院（以下「甲」という。）と　委託者*（治験依頼者の名称）* （以下「乙」という。）は、乙が甲に委託する個別の治験に関する契約（以下原契約という）に基づき、甲の運営する「リモートSDVシステム」の利用について、以下のとおり覚書（以下本覚書という）を締結する。

（「リモートSDVシステム」利用の対象となる試験）

第1条　「リモートSDVシステム」利用の対象となる試験は、甲が乙より受託する試験のうち、乙が「リモートSDVシステム」の利用申請を行い、甲より利用の許可を得た試験とする。

（遵守事項）

第2条　甲及び乙は、原契約並びに「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号、その後の改正を含む）及びそれに準じた規範を遵守する。

2　システムの使用にあたっては、「リモートSDVシステム」運用管理規則を遵守する。

（目的）

第3条　「リモートSDVシステム」を利用することにより、業務の効率化、迅速化及び正確化を図ることを目的とする。

（システム利用期間）

第4条　乙のシステム利用期間は、リモートSDVシステムによるリモートSDV実施に関する被験者の同意日から同意撤回申し入れの日又は、終了報告書の提出日までとする。

2　乙がシステム利用期間の延長を希望する場合は、リモートSDVシステム管理事務局に申し出る。

（秘密保持）

第5条　乙は、本業務の実施に際して、業務中に知り得たいかなる秘密情報も、第三者に開示漏洩してはならない。

2　前項の規定は、本覚書終了後も有効に存続するものとする。

（覚書の解除）

第6条　甲及び乙は、当事者のいずれかが本覚書に違反したとき、重大な不法又は不正な行為があったときは、他の契約当事者は書面をもって本覚書の履行を催促し、催促後一定期間を経過しても本覚書内容が履行されないときは、違反した当事者に対して書面によりシステムの利用停止を申し入れ、本覚書を解除することができるものとする。

（規定外事項）

第7条　本覚書に定めのない事項又は本覚書の履行について疑義が生じた場合は、甲及び乙は協議のうえ、これを解決するものとする。

本契約締結の証として本書を2通作成し、甲乙記名捺印の上、甲乙各1通を保有する。

西暦　　　年　　　月　　　日

　　　　　甲　　北海道札幌市北区北14条西5丁目

　　　　　　　　国立大学法人北海道大学　北海道大学病院

　　　　　　　　病院長　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　乙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印